

焼 振 焼 25 号
令和 5 年 7 月 1 日

各 位

焼 津 文 化 会 館
館 長 山 本 智 美

焼津文化会館使用料（市外加算）の改正について（お知らせ）

日頃、焼津文化会館をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

令和 4 年度焼津市議会 2 月定例会にて焼津市文化会館条例が改正されたことから、下記のとおり使用料（市外加算）が変更されることとなりましたので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 改正内容

| 改正項目 | 現行 | 改正後 |
|---------------------|---|--|
| 別表第 1（第 8 条関係 備考 7） | 7 焼津市民以外の者が使用するとき は、この表に定める額の 50 パーセント に相当する額を加算する。 | 7 焼津市民以外の者が使用するとき は、この表に定める額の 100 パーセン トに相当する額を加算する。 |

3 施行日

令和 5 年 10 月 1 日

※令和 5 年 9 月 30 日までに、ご提出いただいた使用許可申請書については現行の加算
となります。

焼津文化会館 管理課
電話 054 - 627 - 3111
Fax 054 - 628 - 5176